

21監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成21年8月18日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体並びに公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月17日

福岡市監査委員	石	川	浩二朗
同	中	山	郁美
同	石	井	幸充
同	大	松	健

1 監査報告と措置の件数

21監査公表第8号（平成21年5月18日付 福岡市公報第5639号 公表）分

・・・9件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 出資団体監査

(1) 福岡地下街開発株式会社

監査の結果	措置の状況
<p>(工事監査)</p> <p>設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成15年度「ソラリア5号接続通路工事」</p> <p>(契約金額3億3,495万円)</p> <p>本工事において、土留工のうち大口徑ボーリングによる杭の施工費、躯体工の場所打杭のうち場所打杭施工費及び鉄筋籠制作費の積算根拠資料がないため、それらの費用について適正であるかどうか判断できないものとなっていた。それらの費用の合計は設計金額の約1割に相当する金額であり、積算根拠資料は提示することができるように確保することが必要である。</p> <p>今後は、確実な積算根拠資料の確保とともに適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>福岡地下街開発(株)に対し、今後は、積算根拠資料を確実に確保するとともに適正な設計積算を図るよう指導した。</p> <p>なお、福岡地下街開発(株)においては、積算根拠資料の確保について、既に工事件名毎に管理リスト表によるチェックを行い、決められた場所に保管を行うよう、所属社員に対し周知徹底を図った。</p>

(2) 福岡市住宅供給公社

監査の結果	措置の状況
<p>(事務監査)</p> <p>物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p>	<p>公社に対し、タクシー乗車券の管理にあたっては、「福岡市タクシー借上事務取扱要綱」に基づき適正な事務処理を行うよう指導した。なお、公社では所属ごとに課内会議において指導を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>タクシー乗車券は金券であり，事故防止の観点からも，適正に管理されたい。</p>	
<p>(工事監査) 設計積算において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成19年度「市営住宅建築物等点検業務委託」 (契約金額2,184万円) 本委託は，市営住宅の建築物及び建築設備について，その損傷，腐食その他劣化の状況を点検する業務を行うもので，建築物については360棟，建築設備については887棟を点検対象としている。その点検業務費を積算するにあたって，建築設備の点検業務費については887棟を各棟ごとに積算し合計する必要があるにもかかわらず，360棟分のみを積算しその平均値を採用して887棟分の建築設備の点検業務費を積算した。その結果，委託価格に誤りが生じた。 今後は適正な設計積算を図られたい。 (保全課)</p>	<p>公社に対し，今後は適正な設計積算を行うよう指導した。なお，公社では平成21年度「市営住宅建築物点検業務」発注の際は，簡便法によらず，各棟毎に積算し合計することとした。</p>

2 財政援助団体監査

(1) 社団法人福岡市老人クラブ連合会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金」の出納について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 本市が交付する補助金については，「福岡市補助金交付規則」をはじめ関係要綱等に則り，交付の目的に従って公正かつ効率的に執行する必要がある。しかしながら，平成19年度「福岡市老人</p>	<p>福岡市老人クラブ連合会(以下市老連)に対し，事実確認を行い，転記ミスであることを確認したが，補助金支出については，返還を要するものはなかった。 市老連においては，各区連絡会において実績報告書と現金出納簿との照合確認の徹底を図った。</p>

<p>クラブ連合会運営及び活動事業補助金」のうち、「特別活動事業補助金」の出納事務について、東区，中央区，城南区，早良区及び西区老人クラブ連合会を抽出して監査したところ，次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>本補助金については，市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し，「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金交付要綱」に則り，補助対象経費とそれ以外の経費を明確にした上で，適正に執行されるよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 「実施報告書」に記載された支出額が，実績と相違しているものがあった。</p>	
<p>(イ) 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金交付要綱」(平成17年4月1日施行)が周知されておらず，補助対象外経費(食糧費等)の支出額を補助対象経費として計上していた。</p>	<p>要綱の周知徹底がなされずに支出されたものであるが，会の運営及び事業を行うために必要と認められる範囲であり，返還を要するものではなかった。</p> <p>市老連に対し要綱の周知徹底を図るよう指導を行った。</p> <p>市老連においては，関係者全員に周知し，適正な補助金執行の徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 立替払をしているものが多数あった。</p>	<p>市老連に対し，適正に支出事務を行うよう指導を行った。</p> <p>市老連においては，各区連絡会等において，(社)福岡市老人クラブ連合会会計規則の規定に則り，資金前渡等による適正な処理の徹底を図った。</p>
<p>(エ) 「他都市研修会」において，飲食を伴う支出をしているものがあった。参加者負担金と補助金が充当されているが，補助対象経費とそれ以外の</p>	<p>市老連に対し，補助金の申請・報告においては，補助金とそれ以外の部分を明確に整理するよう指導するとともに，市老連に対する補助金について，対象経費</p>

<p>経費の区別が明確でなく、そのあり方について検討すべきである。</p>	<p>の見直しを行い、平成21年6月1日付で「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」を改正し、市老連に対して通知した。</p> <p>市老連においては、関係者全員に周知し、適正な補助金執行の徹底を図った。</p>
---------------------------------------	--

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 財団法人福岡市健康づくり財団

監査の結果	措置の状況
<p>公の施設（福岡市健康づくりセンター）の管理運営業務について適正な管理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>福岡市健康づくりセンター図書資料室については福岡市健康づくりセンター条例及び同施行規則並びに福岡市健康づくりセンターの管理に関する基本協定に則り適正に管理運営しなければならない。しかしながら、同図書資料室について、平成17年度から、供用時間の変更に必要な手続が整わないまま、同施行規則で定める供用時間と異なる時間で運営していた。</p>	<p>福岡市健康づくりセンター図書資料室の供用時間については、福岡市健康づくりセンター条例施行規則を次のとおり改正し、平成21年10月1日から施行を予定している。</p> <p><改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料室閲覧 <ul style="list-style-type: none"> (旧) 午前10時から午後7時まで (新) 午前10時から午後6時まで ・図書資料室貸出 <ul style="list-style-type: none"> (旧) 午前10時から午後6時まで (新) 午前10時から午後5時45分まで

(2) 博多リバレイン管理株式会社

監査の結果	措置の状況
<p>所管部局において、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。</p> <p>契約書が作成されていなかったものについて注意を求めるもの</p> <p>本市においては、福岡市契約事務規則の規定により、契約を締結する場合は、契約書を作成しなければならない。しかしながら、違法駐車車両保管業務として、違法駐車車両の保管及び委託料の請求並</p>	<p>平成21年度以降は、違法駐車車両保管業務に係る契約について、福岡市、県警、博多リバレイン管理株式会社との3者契約を締結することとした。</p>

<p>びに収納業務を行わせているにもかかわらず、本市と博多リバレイン管理株式会社において、契約書を作成していなかった。</p> <p>契約に当たっては、関係法令に則り適正な事務手続に努められたい。</p> <p>(道路下水道局道路管理課)</p>	
---	--